

第2章 シュレッダー業者およびプレス・せん断処理業者の役割

1. シュレッダー業者およびプレス・せん断処理業者の位置付け

(1) 基本的役割

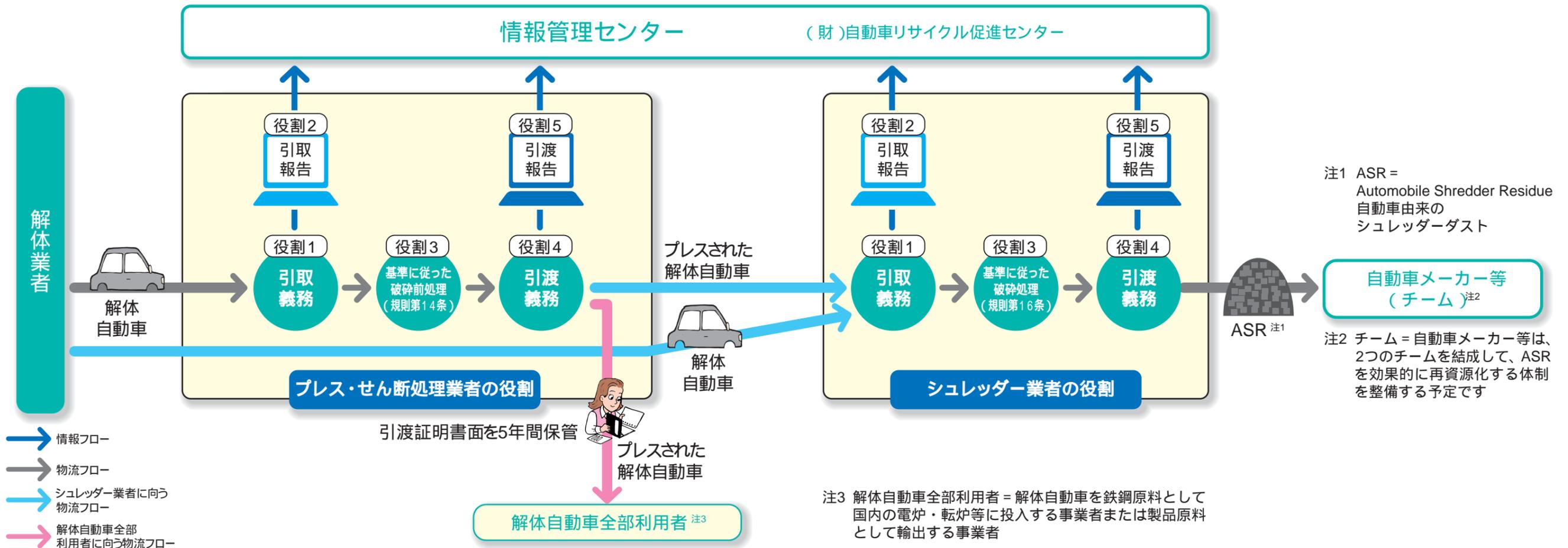
シュレッダー業者およびプレス・せん断処理業者は、解体自動車（廃車ガラ）の再資源化を適正に行う観点から、以下の役割を担います。

- 役割1 引取義務** 解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取ります。
- 役割2 引取報告** 解体自動車を引き取ったときは、電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センター〔(財)自動車リサイクル促進センター〕に報告します。
- 役割3 基準に従った破碎・破碎前処理の実施**
 - 【破碎処理（シュレディング）】 引き取った解体自動車の破碎を行うときは、再資源化基準（規則第16条）に従います。
 - 【破碎前処理（プレス・せん断）】 破碎前処理を行うときは、破碎前処理基準（規則第14条）に従います。
- 役割4 引渡義務**
 - 【破碎処理】 解体自動車の破碎を行ったときは、自動車メーカー等にASRを引き渡します。
 - 【破碎前処理】 破碎前処理のみを行う事業者は、破碎前処理を行った解体自動車を他のシュレッダー業者または解体自動車全部利用者へ引き渡します。
- 役割5 引渡報告** ASRの引渡または解体自動車の引渡しから原則としてただちに、電子マニフェスト制度により情報管理センターに報告を行います。

(2) 許可および処理基準等

- 1) 解体自動車の破碎処理（シュレディング）または破碎前処理（プレス・せん断）を行う事業者は、破碎業者として、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受ける必要があります（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可がある場合は届出を行うことが必要です）。
- 2) 解体自動車の再資源化処理にあたっては、一定の基準（下記）に従って行う必要があります。
 - 【破碎処理の再資源化基準】
 - ・技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること（規則第16条）。
 - ・ASRに異物が混入しないように解体自動車の破碎を行うこと（同条）。
 - 【破碎前処理の基準】
 - ・解体自動車に異物を混入しないこと（規則第14条）。
- 3) プレス・せん断処理業者が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した場合、引渡しの実事実を証する書面を5年間保存する必要があります。
- 4) 電子マニフェスト制度により、原則としてパソコンを利用した移動報告（引取・引渡報告）を行う必要があります。
 - ❗ 移動報告業務を行うためには、都道府県知事等の許可を受けることに加え、「自動車リサイクルシステム」に登録する必要があります。

シュレッダー業者およびプレス・せん断処理業者の業務の流れ



2. 電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

(1) 電子マニフェスト制度の趣旨

自動車リサイクル法においては、各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行ったときは、一定期間内にその旨の移動報告を情報管理センター〔(財)自動車リサイクル促進センター〕に、原則としてパソコンを用いて行う義務があります。制度の主たる機能は下記のとおりです。

- 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄の防止）
- リサイクル料金・フロン類回収料金・エアバッグ類回収料金等の支払いの証拠
- 関連制度への情報提供（登録抹消・自動車重量税の還付等）
- 使用済自動車等に関する統計情報の整備

(2) 制度の骨格

電子マニフェストの起点

使用済自動車の引取りを求められた引取業者は、その使用済自動車についてリサイクル料金等が資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕に預託されているかどうかを確認し、預託がなされている場合には正当な理由がない限りその使用済自動車を引き取り、引取報告を行うことで電子マニフェストをスタートします。

引取・引渡報告

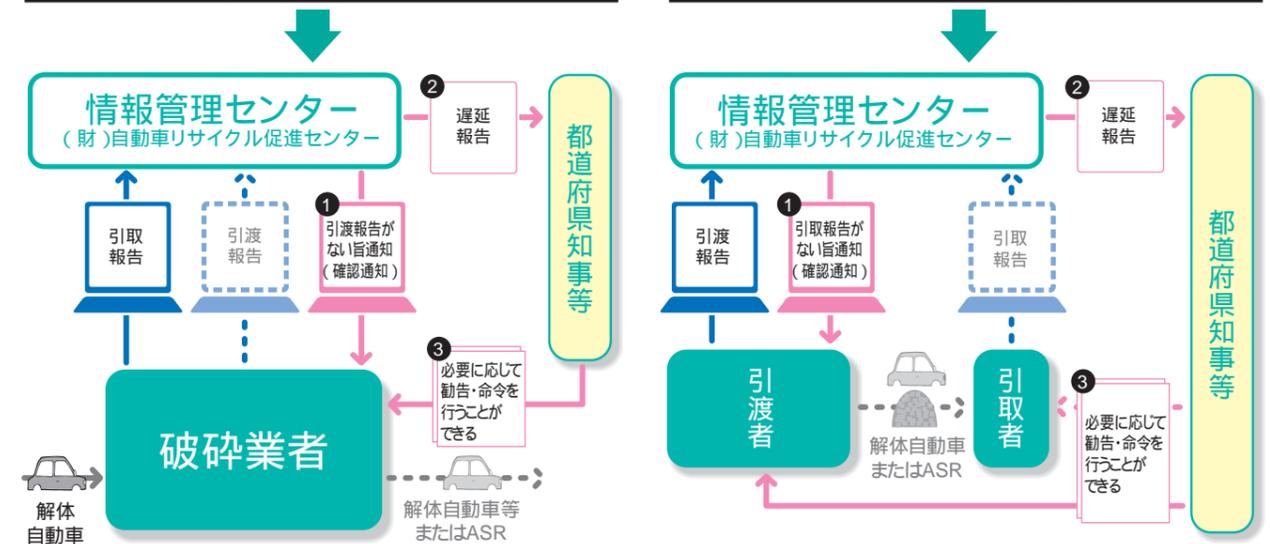
各関連事業者等が使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト）の引取り・引渡しを行ったときは、3日以内に引渡元・引渡先名、その使用済自動車等の車台番号その他の情報を情報管理センターに報告します。

確認通知・遅延報告

関連事業者等からの引取・引渡報告が一定期間内に行われなかった場合、情報管理センターから最後の報告を行った事業者にその旨通知を行って状況確認を求めます（確認通知）。ももとの移動報告自体を電子マニフェスト上で行った関連事業者等に対しては、電子マニフェスト上で確認通知が行われます。

さらに一定期間経っても引取・引渡報告が行われなかった場合には、その旨と事業者情報・車台番号等を最後の移動報告があった事業所を管轄する（登録・許可権者である）都道府県知事または保健所設置市長に情報管理センターが報告します（遅延報告）。都道府県知事等は、この遅延報告をもとに関連事業者に対して必要な措置を講じるように勧告・命令等を行うことができる制度となっています。

| 破砕業者 | 1. 引取報告後引渡報告がない場合の確認通知・遅延報告までの期間 | | 2. 引渡報告後引取報告がない場合の確認通知・遅延報告までの期間 | |
|------|----------------------------------|-----------|----------------------------------|-----------|
| | 確認通知までの期間 | 遅延報告までの期間 | 確認通知までの期間 | 遅延報告までの期間 |
| | 30日 | 左記 + 10日 | 5日 | 左記 + 3日 |



電子マニフェストによる移動報告の仕組み

